各 位

会 社 名 :株式会社TASAKI

(コード : 7968 東証一部)

代表者名 : 代表執行役社長 田島 寿一 問合せ先 : 人事総務部 IR 担当マネジャー 田中 雅彦

(TEL : 080-2461-3910)

株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成27年7月15日開催の取締役会において、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社である0cean Pearl Investment Limited による当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社株式の売出し

種類及び数

1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

(1) 売出株式の 当社普通株式 13,000,000株

なお、当社は、平成27年6月12日(金)及び平成27年7月15日(水)開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、取得株式の総数5,000,000株、取得価額の総額10,000,000,000円をそれぞれ上限とし、平成27年7月17日(金)から平成27年7月21日(火)までの期間を取得期間として、自己株式(当社普通株式)の取得に関する事項を決議している。

今後、当社が当該自己株式の取得を決定した場合、下記(2)に記載の売出人が、当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性がある。かかる場合、上記記載の売出株式数が減少することがある。

- (2) 売 出 人 Ocean Pearl Investment Limited
- (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に 規定される方式により、平成27年7月28日(火)から平成27年8月3日(月) までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社 東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。)
- (4) 売 出 方 法 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(事務主幹事会社)及び大和 証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。) に全株式を買取引受けさせた上で売出す。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の6営業日後の日。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。

- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長 田島 寿一に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成27年7月15日(水)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
- 2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し) (後記<ご参考>2. を参照のこと。)
- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 1,000,000 株 種 類 及 び 数 なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は オーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定され
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が売出人から1,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しの申込証拠金と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長 田島 寿一に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成27年7月15日(水)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

くご参考>

1. 株式売出しの目的

当社の主要株主である筆頭株主及び親会社である Ocean Pearl Investment Limited (以下「売出人」という。)は、平成 27 年 6 月 12 日付で、売出人が保有する当社普通株式を売却する意向であることを表明しておりました(詳細については、平成 27 年 6 月 12 日付当社プレスリリース「親会社による当社株式の売却意向の表明に関するお知らせ」をご参照ください。)。当社は、かかる売出人の意向を踏まえ、株式売出しを通じた売却を行うことを含め、その売却方法につき売出人との間で協議を進めてまいりました。かかる協議の結果、当社株式の売出しを実施することについて売出人と合意しましたので、本日開催の当社取締役会において当社株式の売出しについて決議いたしました。

当該売出しは、売出人の当社普通株式の売却意向の実現を目的とするものですが、当社としても、 株主層の拡大、株式の分布状況の改善及び流動性の向上が期待できるとともに、当社普通株式の適正 な株価形成に資するものと考えております。

なお、現在当社取締役のうち、MBKパートナーズ株式会社に所属する取締役の売出し後の役員構成に関しては現時点で未定です。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が売出人から1,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,000,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成27年9月2日(水)までの間を行使期間として売出人から付与されます。

また、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年9月2日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、売出人から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による売出人からの当社普通株式の借入れ、売出人から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われま

せん。

シンジケートカバー取引及び安定操作取引に関して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、大和証券株式会社と協議の上、これらを行うものとします。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である Ocean Pearl Investment Limited は三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しによる売却等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割による当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮できる権限を有しております。

Ⅱ. 主要株主である筆頭株主及び親会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 当社株式の売出し 1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出しにより、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

主要株主である筆頭株主及び親会社に該当しなくなるもの

(1)	名称	Ocean Pearl Investment Limited		
(2)	所 在 地	Office GO3 Fitzwilliam Business Centre 77 Sir John		
	<i>I</i> II 1	Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland		
(3)	代表者の役職・氏名	Director		
		Peter Gerard O'Leary		
(4)	事 業 内 容	金融資産の運用その他の金融業務		
(5)	資 本 金	1,000 ユーロ(平成 26 年 12 月 31 日現在)		
(6)	設 立 年 月 日	平成 22 年 9 月 10 日		
(7)	純 資 産	198, 576 千ユーロ(平成 26 年 12 月 31 日現在)		
(8)	総 資 産	198,823 千ユーロ(平成 26 年 12 月 31 日現在)		
(9)	大株主及び持株比率	Ocean0309 B.V. 100.00% (平成 26 年 12 月 31 日現在)		
(10)	上 場 会 社 と	当該株主は、平成27年7月15日現在において、		
	当該株主の関係	資本関係 当社の議決権の 79.10%を直接保有する主要株主		
		である筆頭株主及び親会社に該当します。		
		人的関係 該当事項はありません。		
		取引関係 該当事項はありません。		

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び議決権所有割合

	属性	議決権の数(所有株式数)及び議決権所有割合		
	周江	直接所有分	合算対象分	合 計
異動前	十冊批十つなる第四批十	140,000 個	一個	140,000 個
(平成27年7月15日	主要株主である筆頭株主	(14,000,000 株)	(一株)	(14,000,000 株)
現在)	及び親会社	(79. 10%)	(-%)	(79. 10%)
		10,000個	一個	10,000個
異動後	_	(1,000,000 株)	(一株)	(1,000,000 株)
		(5.65%)	(-%)	(5.65%)

- (注) 1. 異動前及び異動後の議決権所有割合は、平成27年4月30日現在の総株主の議決権の数71,996個に、平成27年6月12日付のA種優先株式の取得請求権行使により増加した議決権の数105,000個を加算して算出した総株主の議決権の数176,996個を基準に算出し、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 - 2. 異動後の議決権所有割合は、前記「I. 当社株式の売出し 1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)(1)売出株式の種類及び数」に記載の売出株式数が、同箇所に記載の自己株式の取得によって減少した場合を考慮に入れず算出しております。なお、当該自己株式の取得を当社が実施した場合には、上記異動後の議決権所有割合は増加する可能性があります。
 - 3. 前記<ご参考> 2. に記載のグリーンシューオプションの行使により、異動後の議決権(所有株式数)の数は最大で 10,000 個(1,000,000 株)減少する可能性があります。
 - 4. 異動後の当該株主の順位(第1位)に変更はありません。

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の受渡期日(売出価格等決定日の6営業日後の日)

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本異動により、Ocean Pearl Investment Limited は開示対象となる非上場の親会社等に該当しないこととなります。

6. 今後の見通し

本異動による当社の業績等への影響はありません。

以上